

○森林環境税の創設

「森林環境税」は令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされており、その徴収は、全額が「森林環境譲与税」として市区町村や都道府県へ譲与されます。

※平成26年度から東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するため、個人の住民税・県民税の

均等割にそれぞれ500円が加算されていますが、こちらは令和5年度で終了するため、実質負担額は変わりません。

○上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得や譲渡所得、特定公社債等の利子所得については、令和6年度（令和5年分）より、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなりました。

○国外居住親族に係る扶養控除

所得税で上場株式等の配当所得や譲渡所得を確定申告すると、これらの所得は個人住民税（町民税・県民税）でも合計所得金額や総所得金額等に算入されます。それにより扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

の見直し

年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用対象から除外されます。

- ・留学により非居住者となる方
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

申告当日に必要なもの

- ✓ ①記入済みの「受付票（収支計算書）」
1月中旬頃に振興会を通じて配布
農業以外の所得のある場合は、国税局作成の「収支内訳書（一般用、不動産所得用）」が必要
- ✓ ②帳簿、売上傳票や領収書等
職員が申告会場にて、収支計算書と照らし合わせて確認しますので、整理の上持込を
肉用牛売却証明書^③も忘れずに
自家消費だけの米も、記帳・帳簿等の保存対象
- ✓ ③補助金や交付金の決定通知書
経営所得安定対策交付金等は、農業の雑収入に該当し申告が必要
- ✓ ④源泉徴収票
- ✓ ⑤控除証明書
国民年金保険料や生命保険料、地震保険料等の支払証明書医療費控除は保険金等で補てんされる金額は差し引き。金額が確定していない場合は、金額が確定してから申告
- ✓ ⑥通帳
所得税の確定申告の際、還付金の振込みに必要
- ✓ ⑦マイナンバーカード又は個人番号通知カード及び運転免許証、健康保険証等
- ✓ ⑧その他
各種証明書やその他個人で申告に必要な物。（個々に必要書類が異なります。）

※譲渡所得のある方（土地・建物や個人や公共団体に売買した方）については、税務署に「譲渡所得の内訳書」を提出する必要があります。売買額が高額な場合や所得税の発生する場合は、直接税務署にて申告してください。

※税務署から申告の案内が来ている方については、税務署での申告をお願いします。

なお、税務署で確定申告をした場合、後日町へ申告書が送付されますので、改めて役場で申告する必要はありません。

税金の納期内納付に

ご協力をお願いします！

皆さんに納付していただく町税は、公共サービスの提供や安全で快適なまちづくりを進めるためにも貴重な財源となっております。

納期を1日でも過ぎてしまうと「滞納」となり、「滞納処分」の対象になります。

◆税金が滞納になると：

税金を定められた期限までに納付していただけない場合、督促状や催告状を送付して納付のお願いをしています。その後も納付していただけない場合、財産調査を行い、財産の差押（給料、預貯金、年金、土地・家屋などの登記財産、その他債権など）などを行うこととなります。事情により納付できない場合には、税務課までご相談ください。

お問い合わせ先

肝付町役場 税務課

☎0994(65)8414

内之浦総合支所町民生活課

☎0994(67)2111